

令和7年7月吉日

保護者様

大阪市立淀川中学校
校長 尾曾 由里子

夏休みの生活について

盛夏の候、保護者の皆様にはご健勝のことと存じます。平素は本校教育の推進にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、夏休み中は生徒が1学期の生活を振り返り、学習面や生活面において主体的に課題を設け、日々の諸活動を通して自主的・自立的な態度や豊かな情操を身につけるのよい機会です。

そこで、下記の事項に保護者の方々が留意していただき、安全で充実した夏休みを生徒が送れるように努めていただきたいと思います。

記

1. 都島区内で、変質者による被害が多発しております。学校では、注意を促したり、警察に通報して巡回してもらったりしています。
もし、夏休み中にそのようなことがあれば、すぐに警察へ通報していただき、その後、学校へも連絡してください。
2. 夏休み中は、交通事故が発生しやすい時期です。生徒に交通ルールの遵守など、社会の一員としての自覚をもたせることが必要です。
特に、自転車による飛び出し、自転車の2人乗りや信号無視等について、ご家庭での注意をお願いします。※一部改正された道路交通法が施行されています。
3. 夏休み中は、水難事故が多発する時期です。危険な場所への立ち入りや危険な遊びをしないようご家庭でも注意をお願いします。
4. 携帯電話・スマートフォン(SNS等)による事件・事故に巻き込まれる事象が中学生で多発しています。また、SNS上で、他人を誹謗・中傷するような書き込みが見つけられます。携帯電話やパソコンを所持している生徒は多いと思います。使用についてはご家庭でも十分にご指導ください。

5. ナイフ等の危険な物の所持、深夜徘徊、無断外泊・家出、喫煙・飲酒、シンナー・覚せい剤等の薬物乱用、窃盗、粗暴行為、無免許運転、暴走行為、金銭の浪費、性に関する問題行動等が集団化・多様化・広域化し、さらには低年齢化・粗暴化の傾向にあります。夏休み中にはこのような事象が気のゆるみから多発することも考えられます。

子どもの生活実態を把握していただき、法律に違反するような行動はとらないようにご家庭でも十分ご指導ください。

6. 事件や事故を防ぐため、外出時には行き先や帰宅時間などを保護者に告げるようにさせ、できるだけ複数で行動し人通りの少ない場所を避けるようにするなど、ご家庭でもご注意ください。
7. 夏休み中は積極的に家事の分担等をさせ、また家族の対話を通して家族の一員としての自覚を高めさせてください。特に3年生については進路についての話し合いやアドバイスをお願いします。
8. その他、法律に違反する行為を見られた場合は、
都島警察(6925-1234)へ連絡していただき、学校(6928-0001)へも連絡してください。

【資料】

- ①保護者は、通学・通勤その他正当な理由がある場合を除き、夜間に青少年を外出させないように努めなければなりません。

対象となる青少年の区分	外出させてはならない時間帯
16歳未満の者	午後8時～翌日の午前4時

- ②青少年は夜間、遊技場(ゲームセンター)、ボウリング場、カラオケボックス、マング喫茶、インターネットカフェに立ち入ることができません。

対象となる青少年の区分	立ち入らせてはならない時間帯
16歳未満の者	午後7時～翌日の午前5時
16歳未満で保護者同伴の者	午後10時～翌日の午前5時